

地域子ども・子育て支援事業実施要綱に定める実施要綱（新型コロナウイルス感染症対策）

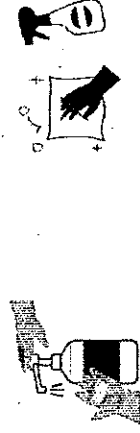
（子ども・子育て支援交付金）

【概要】

地域子ども・子育て支援事業において、感染症に対して強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費のほか、事業所等が配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や事業所等の消毒に必要な経費を補助する。

【実施主体】 市区町村

【事業内容】 ①職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費（研修受講、かかり増し経費等）
②事業所等へのマスクや消毒液等の配布、感染防止用の備品購入



【対象事業所】 (1)放課後児童健全育成事業、(2)利用者支援事業、(3)延長保育事業、(4)子育て短期支援事業、(5)乳児家庭全戸訪問事業、(6)養育支援訪問事業、(7)地域子育て支援拠点事業、(8)一時預かり事業、(9)病児保育事業、(10)ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

【補助基準額（案）】①と②の合計

(1) 1支援の単位あたり
利用定員19人以下 300千円以内 利用定員20人以上59人以下 400千円以内
利用定員60人以上 500千円以内

(3) 事業を実施する保育所等の補助基準額の1/2の額以内

(2)、(4)～(10) 1か所等当たり 300千円以内

※ (5)(6)(10)は1市区町村当たり、その他事業は1か所当たり。

【補助割合】 国：1/3、都道府県：1/3、市区町村：1/3